

情報提供企業の募集

防衛装備庁は、次期戦闘機と連携する無人機に関して、その取得方法を検討するに当たり、下記のとおり、情報提供する意思のある企業を募集しますので、ご協力をお願いします。

令和6年4月23日
防 衛 装 備 庁

記

1 募集の目的

本募集は、次期戦闘機と連携する無人機に関する開発計画の検討及び構想段階における代替案の分析を実施するに当たり、その開発に係る技術課題及び取得方法について広く情報提供を募るために実施する情報提供依頼（RFI）に先立ち、情報を提供する意思のある企業を募集するものです。

2 用語の定義

- (1) 次期戦闘機：2020年度に防衛装備庁が開発に着手した、F-2の退役・減勢が始まる2035年頃から導入を開始する必要がある戦闘機をいう。
- (2) 無人機：人が搭乗しない飛行可能な機器をいう。
- (3) 航空機：最大巡航速度が音速の0.8倍以上である固定翼ジェット機をいう。

3 情報提供企業の要件

情報提供企業は、以下の要件のうち、(1)～(4)を満足する企業に限定します。ただし、開発に係る情報提供企業は、以下の要件のうち、(1)～(5)を満足する企業に限定します。

- (1) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防衛調第4608号。19.4.27）に定める取扱い上の注意を要する文書等の開示について防衛省が適当であると認める企業
- (2) 次期戦闘機と連携する無人機に関する契約を防衛省と締結する際、秘密保全に関する訓令（防衛省訓令第36号。19.4.27）及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（防衛装備庁訓令第26号。27.10.1）に定める秘密の保全に関する特約条項並びに特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）に定める特定秘密の保護に関する特約条項を締結可能な企業
- (3) 次期戦闘機と連携する無人機に関する契約を履行するに当たり必要な情報

等を入手するため、次期戦闘機の開発に関連する組織、企業等と直接調整、交渉、契約等を実施する体制を構築することが可能な企業

(4) 以下のいずれかを満足する日本国法人である企業

ア 航空機及び無人機に関連する研究、開発及び製造の実績を有する企業

イ 日本国内において航空機及び無人機の輸入、販売に関する権利を保有する企業又は権利を獲得可能な企業

(5) 日本国内に航空機若しくは無人機の主要な製造設備を有する企業又は日本国内に次期戦闘機と連携する無人機の主要な製造設備を建設可能な企業

4 情報提供に係る意思の確認

情報提供する意思のある企業は、令和6年5月10日（金）12：00までに、情報提供意思表明書（別紙）に前項の要件を確認できる書類を添付のうえ、第7項に示す担当窓口で電子メールで提出してください。また、提出する場合は、前日までに電子メールでその旨を担当窓口で連絡してください。

5 今後の進め方

本募集に応じた企業のうち、第3項に示す要件を確認後、別途担当窓口から送付する情報提供依頼書等の保全に関する誓約書を提出した企業との間で意見交換を行い、その後、情報提供依頼を行います。

なお、本提案への協力により、将来における次期戦闘機と連携する無人機に関連する何らかの事業の実施を約束するものではありません。

6 その他

(1) 本募集に関して使用する言語は、原則日本語とします。

(2) 貴社が提出された情報提供書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）による開示請求があった場合、防衛装備庁が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とします。ただし、貴社が防衛省以外に開示制限を希望する情報については、具体的内容及び理由を明記（様式任意）することにより、貴社の許可なく開示することはありません。

7 担当窓口

防衛装備庁 プロジェクト管理部 装備技術官（航空担当）付

住所：〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111（内線）26241

電子メールアドレス：tmd_aerial_02@ext.atla.mod.go.jp

（メール送付の際、件名冒頭に【（貴社名（省略形推奨））_連無RFT】を付記してください。）

別紙

防衛装備庁 プロジェクト管理部 装備技術官（航空担当） 殿

情報提供意思表示書

企業名
所在地
代表者氏名

次期戦闘機と連携する無人機について、情報提供の意思を表明します。

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 担当者氏名
- 4 所属部署
- 5 電話番号
- 6 電子メールアドレス